

公 募 公 告

金沢地方法務局では、不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「14条地図」という。）の作成事業を予定しています。

については、14条地図を作成する際に必要となる現地事務所を次のとおり公募します。

令和7年1月9日

支出負担行為担当官

金沢地方法務局長 石田 正信

1 公募に付する事項

- (1) 契 約 名 令和7年度金沢地方法務局地図作成事業現地事務所賃貸借契約
- (2) 事務所開設場所 金沢市十一屋町ほか地区（金沢市十一屋町及び泉野町一丁目の各全部、金沢市寺町一丁目、同所同町三丁目及び同所法島町の各一部）内又はその隣接区域
ただし、詳細は募集要項による。
- (3) 契 約 期 間 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
ただし、詳細は募集要項による。
- (4) 事務所の仕様 募集要項による。

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は石川県知事による宅地建物取引業の免許を受けている者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、明らかに契約当事者として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受

けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店、支店、営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。

(6) 募集要項の交付を受けた者であること。

3 募集要項の交付

(1) 交付期間

公告の日から令和7年1月23日（木）までの平日午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）。

(2) 交付場所及び問い合わせ先

〒921-8505 金沢市新神田四丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎2階
金沢地方法務局会計課用度係（担当 奥田）
電話 076-292-7818（直通）

4 公募参加申請の受付

公募参加申請書及び募集要項で明らかにする現地事務所の仕様を満たしていることが分かる資料を、受付場所に持参又は郵送（提出期限内必着。書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 受付期間 前記3(1)に同じ

(2) 受付場所 前記3(2)に同じ

5 契約の相手方の決定に関する事項

募集要項による。

6 契約書作成の要否

要

7 その他

詳細は、募集要項による。